

○京都市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市介護保険条例及び京都市介護保険規則に定めるもののほか、京都市介護認定審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）及びその職務を代理する者が欠けているときの審査会の招集は、市長が行う。

2 合議体の長及びその職務を代理する者が欠けている場合における合議体の招集は、区長又は担当区長（以下「区長等」という。）が行う。

(委員の解任)

第3条 市長は、委員が心身の故障その他の理由により審査及び判定の業務の遂行に支障があると認めるときは、その任期中にこれを解任することができる。

(守秘義務)

第4条 委員は審査及び判定で知り得た個人の情報に関する秘密を厳守しなければならない。

(審査会資料の送付)

第5条 区長等は、委員に、審査及び判定を行うために必要な資料を、合議体の会議（以下「会議」という。）開催前日までに送付しなければならない。

2 区長等は、二次判定終了後、前項の資料を回収し、速やかに廃棄する。

(会議の欠席)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、速やかに合議体の庶務を担当する区長等へ報告しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 合議体の会議は、公開しない。

(合議体の長の会議)

第8条 審査及び判定の業務の公平な運営に資するため、各区、支所において、各合議体の長による会議を開催する。

2 各合議体の長による会議の招集は、当該区、支所の区長等が行う。

(合議体の議事の除斥)

第9条 京都市介護保険規則第9条第1項第3号に規定する指定市町村事務受託法人に勤務する者は、介護保険法第23条に規定する居宅サービス等を提供していない市町村事務受託法人に勤務する者を除く。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。